

## 議案第64号

### 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当） 第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>	<p>（期末手当） 第6条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]</p>

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

令和4年5月30日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。